



# 環境リスクPress

## アスベスト関連ニュース 2017年6月

### 公営住宅アスベスト問題。国が対策通知

アスベストが、全国の公営住宅の少なくとも2万2000戸で使われていた問題を受け、環境省は不安を訴える住民の健康診断を自治体が行う場合、費用を全額国が負担する方向で検討を進めています。また、国土交通省が全国の自治体に対し、アスベストが使われた公営住宅の名称などを公開するよう求める通知を出していたことがわかりました。環境省も住民の健康相談への対応を求める通知を出していて、国の対策の動きが本格化しています。

具体的には、天井や壁など吹き付けのアスベストが使われた場所をできるかぎり特定したうえで、対策工事が行われた時期などをホームページで公開することや相談窓口の設置を求めています。

尚、アスベストを吸い込んだ可能性のある人は、約23万人にも上るとも言われております。

## 水銀含有廃棄物の規制(H29/10/1施行)

既にご承知の通り、水銀の適正管理と排出量の削減を目指す国際的な動きを受けて、廃掃法の施行令及び施行規則が改正され、その一部が平成29年10月1日に施行されます。施行後、排出事業者は運搬基準や処分基準に適合した業者に処理を委託しなければなりません。

名称	対象	保管基準(排出事業者)	収集運搬基準	処分基準
水銀含有ばいじん等	水銀又はその化合物が含まれているばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ又は鉱さいであって、水銀含有量が15mg/kg(廃酸、廃アルカリの場合は15mg/L)を超えるもの	保管場所の掲示板に「水銀含有ばいじん等」が含まれる旨を示す	①揮発防止 ②高温にさらさないこと	①基準を満たさない場合、遮断型最終処分場に処分すること ②水銀回収が義務付けられているものは、水銀を回収すること
水銀使用産業廃棄物	水銀使用製品が産業廃棄物となったもののうち環境省令で定めるもの	①他の物と混合しない ②保管場所の掲示板に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれる旨を示す	①破損防止 ②他の物と混合させないこと	①安定型最終処分場に埋立てないこと ②破碎・選別では、飛散させないこと ③水銀回収が義務付けられているものは、水銀を回収すること

## 土壌汚染対策の基礎知識

### 法に基づく指定区域数推移

土壌汚染状況調査結果の報告件数の増加に伴い、調査の結果、汚染が見つかり、区域指定される年間件数についても、5倍以上と大幅に増加し、平成26年度は539件(平成21年度94件)となった。

・区域指定については、汚染土壌の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため汚染の除去等の措置が必要な措置区域と、健康被害が生ずるおそれがないため汚染の除去等の措置が不要な形質変更時要届出区域にわけて、都道府県知事により指定されるようになり、リスクに応じた管理が進んできている。

なお、法に基づき指定された区域の累計数のうち約2割が要措置区域、約8割が形質変更時要届出区域となっている。

